

1. 事故発生日時 令和7年12月15日(月) 8時40分頃
2. 事故発生場所 有田川町
3. 工事内容 工事名:道路保全工事
工期:令和7年8月27日~令和8年3月19日
4. 受注者 県内建設業者
5. 災害分類 労働災害(工事関係者1名負傷)

6. 事故発生状況

事故当時、被災者ほか2名は重機を空き地から河川敷に下ろすため空き地で待機していた。
被災者は、護岸ブロック天端から河川敷の様子を確認するため、法面(勾配1:1.5)を降りていたところ、法面の途中で足を滑らせ、護岸ブロック天端から河川敷に転落(約6.5m)し、両足を骨折(全治約4ヶ月)した。(添付資料①参照)

7. 事故原因

受注者及び一次下請業者は転落・墜落のおそれがあるにも関わらず、作業員に転落・墜落防止のための要求性能墜落制止用器具を着用させず作業をさせていたことが原因と考えられる。

8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

- 有田湯浅警察署は事件性がないと判断した。
- 御坊労働基準監督署は令和8年2月9日に受注者と一次下請業者に対し是正勧告書及び指導票を交付。

【受注者】

- ・是正勧告書【安衛法第29条第1項違反】
関係請負人及びその労働者に安衛法令に基づいた指導をしていないこと。
- ・指導票
同種災害防止のため、関係請負人に必要な再発防止策等を講じさせること。

【一次下請業者】

- ・是正勧告書【安衛法第21条第2項(安衛則第519条第2項)違反】
墜落防止のための要求性能墜落制止用器具を着用させずに作業させたこと。
- ・指導票
同種災害発生防止のため、再発防止策を講じること。併せてリスクアセスメントを実施すること。

9. 本件における改善対策

- ・作業員が護岸ブロック天端に立ち入らないよう法面の法肩に立入禁止の明示を行った。(添付資料②参照)
- ・河川敷の確認等で河川敷を往来するための安全な昇降設備を新たに設置した。(添付資料②参照)
- ・リスクアセスメントを実施するとともに、作業員に対し護岸ブロック天端への立入禁止や河川敷を往来する際の昇降設備の使用を指導した。

10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

高さ2m以上の箇所で行う場合は、作業員に要求性能墜落制止用器具を着用させるなど、転落・墜落の危険を防止すること。